

## 古代における国境の形成と日本

はじめに

国家と国家を区切る国境が明確な国境線(border, boundary)となるのは、近代における国民国家の形成によるもので、それ以前は漠然とした広がりをもった境界領域(transition)として捉えるべきだという指摘がある。<sup>(1)</sup>

また、古代国家の国境について研究をすすめているブルー・バートン氏は、国境とは、境界の一種で、具体的に国家というカテゴリーの社会集団をその外部環境から区切るもので、国境の機能とは、国境を媒介とする人・物・情報の移動の管理であると定義し、それはそれ自身が区切る社会集団(国家)を維持するためのものでなければならぬとする。日

本の場合、律令国家の成立により国家領域が固定化し、国境への認識が高まって国境に対する中央政府の支配願望も生まれ、律令国家の国境を管理するために大宰府が設置されたという見解を示している。<sup>(2)</sup>

国境の存在形態は歴史的に変動するが、国境が国家に編成された集団と他集団との境界で、相互の交通との関係で問題になるとの認識から、本稿では、国境としての境界領域の構造、交通の管理・統制とその特色を検討し、それが律令国家にとってどのような意味をもち、「日本」の成立とどのようににかかわっていたかを考えてみたい。

大日方 克己

### 一 律令の国境規定

律令規定のなかで、国境がどのように意識され、位置づけられていたかを明らかにすることは、律令国家の基本理念を明らかにする作業でもある。それを抜きに、国境を越える交通の展開や、国境を相対化する動きの指摘をしても、その意味が不明確となる。

律令法のなかで、国境に関する規定は、唐律令を継受して主に衛禁律・軍防令・関市令のなかに論理的に配置されている。

唐衛禁律は全三三条中、後半の24～30条が、城鎮や関津における交通規制を犯した場合の罪の規定、30～33条が国境関係の規定となっている。まず、30齋禁私物度関条の前半で禁物を所持して関津を私度する罪、後半で域外禁輸物をもって私度した場合の罪を定める。疏議で関市令を引用して、北辺・西辺の関を越えて持ち出すことを禁じた物品を列挙している<sup>31</sup>ので、国境の関の私度を含んだ規定である。31越度縁辺関塞条は、縁辺の関を越度する罪、官許を得ない私貿易をおこなう罪、禁兵器を国外へ渡す罪、化外人と婚姻する罪、遣外使節が私貿易をおこなう罪を規定する。疏議によれば、縁辺関塞は「以隔華夷」としており、国境と認識されていた。

32縁辺城戍条は、縁辺城戍において外姦内入と内姦外出を見逃す罪、姦人の出入阻止において兵力不足でも近傍の城戍に援助を求めない罪、ともに捕捉しない罪、姦冠者を取り逃が

す罪を規定する。軍事・治安維持面での国境規定となっている。33烽候不警条は、烽候が警戒をおこたり、冠賊が辺を犯しても烽燧をあげなかったり、あげる量が少ない罪を規定する。いずれの条文も国境の向こうに別の人間集団が存在し、それとの国境を越えた交通関係を規制する規定として捉えらる。

こうした国境規定は周辺諸国にも継承され、日本もその例外ではなかった<sup>32</sup>。日本律は、縁辺城戍条と烽候不警条については量刑部分をのぞいてほぼそのまま継受している。問題は現行の養老律広橋家本には、齋禁私物度関条と越度縁辺関塞条が存在しないことである。齋禁私物度関条は存在を示す明証がないが、越度縁辺関塞条は、広橋家本の脱漏で、相当規定は存在したと考えられる<sup>33</sup>。論理的には、当該条は国境の出入に関する規定で、統治領域の画定や支配地域内の治安維持を図る意味からも、あらかじめ法制化されるべき性格のものであり、日本国外への自由な交通を規制する規定として存在した蓋然性が高い<sup>34</sup>。

衛禁律の罪刑規定に対応する令規定が関市令と軍防令にみえる。関市令は、①関津による交通の管理・規制、②諸蕃との交通規制に関する規定、③市における交易の規定をおく。このうち②が国境を越える人・物の移動にかかわる規定である。すなわち6弓箭条は弓箭兵器を諸蕃と市で交易すること

を禁止し、東辺・北辺には鍛冶を置かないとする。東辺・北辺とは陸奥・出羽で（紅葉山文庫本令義解裏書所引集解古記説）、蝦夷を念頭に、兵器製作に不可欠な鍛冶は国境地帯には置かないとするものである。同条前段とあわせ、兵器の国外流出を禁止する規定となっている。7蕃客条は、蕃客が搬入する物品について関を通じた管理規定であり、8官司条は諸蕃との交易について官司の優先権を規定し、私人の自由な交易を規制する。9禁物条は、禁物の境外への搬出を禁止するもので、蕃客に勅により賜与されたものは例外とするとしているので、この境外は日本国外を想定している。

これらに対応する唐令条文の存否は不明だが、唐衛禁律廢禁私物度関条疏議から、「諸錦綾羅縠袖綿絹絲布鼈牛尾真珠金銀鉄。並不得度西辺北辺諸関。及至縁辺諸州興易」という西辺・北辺国境の諸関を越える物の移動の禁止規定が唐関市令に存在したことがわかる。この規定は養老関市令にはそのまま継受されていないが、9禁物条がそれに相当するかもしれない。

養老軍防令では全七六条中52条以降が軍事的な国境守衛にかかわる規定となっている。まず52辺城門条では、養老衛禁律縁辺城戌条に「国境縁辺。皆有城戌」とあるような国境地帯の辺城門の開閉について規定する。53城隍条は、城隍の修理規定、54置関条は関の設置と兵士による守衛規定で、論理的

には国境地帯の城や関も包摂される。55防人向防条、63休暇条までは防人関係で、西辺の国境警備規定であることはいうまでもない。64蕃使出入条は、蕃使の出入や囚徒・軍物の通送に近辺の兵士を防援にあてる規定。65縁辺諸郡人居条は、東辺・北辺・西辺の縁辺諸郡人は城堡中に安置する規定。66置烽条、76条放烽条までは烽火の規定で、衛禁律烽候不警条に対応する。68有賊入境条にあるように、賊の侵入に対する緊急情報伝達手段として烽火が設置され、職員令大国条の国守職掌に規定されるように国司の管理下に置かれた。

日本律令において「辺」と表現される国境の概念が唐律令から継受され、国境は、そこを越える自由な交通を人と物の移動の面で禁止し、外部に対する軍事的守衛地域として律令規定上位置づけられていることが確認できる。

国境を越える人の移動について、とくに大陸との交通は、一〇世紀の初頭に一般個人の海外渡航を禁止し「鎖国」的政策をうちだすにいたったという通説的理解があるが、衛禁律越度縁辺関塞条の存在により、律令国家成立当初から「渡海禁制」のような個人の自由な出国禁止が原則としてうちだされていたとすべきである。そもそも、関市令・軍防令規定では、三関のみならず、国内の境にも関が設置され、その通過には国司の発行する過所が必要とされていた。現実にも多数の関が設置され、過所が発行されていたことは、近年の過所木

簡の出土例からも明らかである。律令国家は人民の自由な交通の範囲を、戸籍・計帳に登録された本貫地の郡内、最大でもその国内に限定しようとした本貫地主義をとっており、交通に一定の枠をはめ、管理しようとしていた。交通の管理・規制が律令国家支配の原則であるなら、なおのこと国境を越えた日本国外との交通も規制と管理下に置かれていたと考えらるべきである。法論理としては「渡海禁制」だけでなく、日本列島の南北に想定される国境領域としての「辺」を越える交通の管理・規制も対象となっているとみるべきである。次に各辺域と交通規制を具体的に検討してみたい。

## 二 国境としての辺の構造と交通の管理

### (1) 辺要と辺遠

国境をひかえた地域概念として辺要、辺遠、辺戍あるいは北辺・東辺・西辺がある。

賦役令辺遠国条は、辺遠国内の「夷人雑類」に対する調役賦課が一般公民と異なることを規定する。唐令の夷獠雑類を包摂した辺遠諸州を継受したもので、「夷人雑類」居住地を含んで辺遠国が編成された。「夷人雑類」とは異民族集団として認識された人々をさし、集解古記は毛人・肥人・阿麻弥を

列挙している。隼人についての古記の解釈は歯切れが悪い。後述するように隼人は異民族集団とされながら夷狄ではなかったらしいことからきていると思われる。いずれにせよ律令国家の負担体系は多元的民族構成を前提としたものになっていたのである。辺遠国とは具体的にはそれら異民族集団を含む陸奥・出羽・薩摩・大隅・多嶺などの諸国嶋をさしている。

辺要は、養老仮寧令官人遠任条にみえ、集解古記は任が辺要にある例として、沓岐・対馬・陸奥・出羽をあげている。軍事的対応を含めた国境を管理する諸国と考えられる。八世紀前半には陸奥・出羽と大宰府管内が辺要とされていたが、大宰府管内ではとくに沓岐・対馬と薩摩・大隅・多嶺が重視されている。陸奥・出羽は蝦夷の領域との、沓岐・対馬は新羅との、薩摩・大隅・多嶺は南島との国境をひかえ辺要とされていた。九世紀には薩摩・大隅などが辺要からはずれ、かわって隠岐や佐渡が辺要に加えられていくように、辺要国の範囲は変動した。各時期の対外関係への対応を背景としてい

る。  
『続日本紀』や格の例では、辺要は、辺縁にあって軍事的に重要な位置にある諸国をさしている。職員令大國条規定の国守職掌は、陸奥・出羽・越後に「饗給。征討。斥候」、沓岐・対馬・日向・薩摩・大隅に「鎮捍。防守。蕃客帰化」をあげ

ており、これら諸国が辺要とほぼ一致していることから、その辺要としての具体的な職務を表していると考えられる。

方位に基づく律令国家の交通路と地域編成原理によって、東辺は東海・東山道、北辺は北陸道、西辺は西海道の終着点で、国外・異域の人間集団と対峙すると認識された。南海道の終着点は南辺となるはずだが、軍防令縁辺郡条集解朱説が「不云南辺者。於南无边者」とするように南辺の概念は存在しなかった。果てしない海が広がり、人間が居住していないという認識であった。

これとは別に、方位概念と結びついた国境認識として、九世紀における追難の祭文に表現される疫鬼が追放される日本国の四至認識がある(『儀式』)。東が陸奥、北が佐渡、西が直嘉、南が土佐とするものである。陸奥以外は、東辺・北辺・西辺諸国とは、ずれている。この四至観念は疫鬼の追放される先、疫鬼の世界を示しており、現実の人間集団と対峙する辺の概念とは別次元の認識である。しかしこの二つの国家の境界認識が重なりあうなかで、九世紀後半以降、日本国外は穢れた異域とする世界観の転換が現れてくる。<sup>(11)</sup>

## (2) 東辺・北辺と交通の統制

東辺を陸奥、北辺を出羽とする認識は、本来陸奥が東山道に属し、出羽が越後国出羽郡を割いて北陸道の延長に設置さ

れた『続日本紀』和銅五(七二二)年九月己丑条)ことによる。それ以前は越後が北辺であった。東辺・北辺に接するのがエミンであり、東夷・北狄の華夷思想にもとづいて、蝦夷・蝦狄の語があてはめられ、それぞれ陸奥と出羽の管轄とされた。<sup>(12)</sup> 本稿では通例にしたがって両者をあわせて蝦夷と表現する。

多賀城碑には「蝦夷国界」がみえ、出羽国が「境接夷落」と認識される(『文徳実録』嘉祥三(八五〇)年六月甲戌条)ように、郡に編成された地域の北方は蝦夷の領域として意識されていた。陸奥・出羽(令制当初はこれに加え越後)は、こうした地域の蝦夷に対して「饗給」(大宝令では撫慰)―饗宴や禄物の賜与による懐柔、「征討」―軍事力による制圧、「斥候」―動向の探查の三点を政策の基本とし、服従した蝦夷と柵戸移民による律令支配の拡大をはかっている。

帰服した蝦夷に対しては本来の集団を基盤に村として把握し、辺郡としてとりこまれた蝦夷も郡司支配下の移民系住民とは別個に把握された。蝦夷は帰服してからしばらくは課役を免除され、公民ではなく俘囚身分として位置づけられた。<sup>(13)</sup> 帰服した蝦夷のなかには各地へ移配されたものもいた。弘仁末―天長期には課役に従い公民化する俘囚も現れはじめているが、依然として俘囚としての身分のままにおかれるものも少なくなく、公民と異なる差別下に置かれていた。

こうした蝦夷の移配と柵戸の移住、兵士の移動など、蝦夷の領域―陸奥・出羽―越後・関東以西の人の移動は国家によって管理・規制されることを建前としたが、物の移動についても同様であった。

弘仁二(八一)年の和我・禰縫・斯波の建郡で郡制拡大は終了するが、郡に編成されずに残された北方地域には、幣伊・式薩体などのように村で認識された蝦夷、さらに津軽蝦夷、渡嶋蝦夷などの集団区分が知られていた。こうした地域の蝦夷集団と律令国家の間には朝貢関係がとりむすばれ、朝貢蝦夷の領域として辺の外縁に位置づけられていた。蝦夷集団は隸屬度の強弱に応じて、七世紀後半以来、上京朝貢と、国府・城柵への朝貢をおこなっていたが、宝龜五(七七四)年上京朝貢を廃止し、地方官衙朝貢に一本化されている<sup>(15)</sup>。朝貢の場では蝦夷に対して饗宴、禄物の賜与、叙位等がおこなわれたが、貢進物の収取のかわりに、禄物として多量の布が蝦夷社会に流入した。『延喜民部式』交易雜物条で陸奥国・出羽国交易雜物とされる「葦鹿皮、独犴皮」が蝦夷から入手されたもので、特に出羽国では、秋田城を拠点に渡嶋蝦夷との恒常的な交易関係がもたれ、蝦夷社会へは金属器などもたらされていた<sup>(16)</sup>。地方官衙は、朝貢の場であると同時に交易の場でもあり、律令国家が蝦夷との物流・交通を独占管理する場として機能していた。

一方で国司・官人層がその職務に便乗して蝦夷との交易を展開しはじめていた。これに対する国家による管理・独占の維持策としてうちだされたのが、延暦ノ弘仁期の王臣・国司・百姓らの狄馬・俘奴婢などの交易禁止(『類聚三代格』延暦六(七八七)年正月二日官符)、狄土物の私交易禁止(同延暦二一年六月二日官符)、陸奥・出羽からの出馬禁止(同弘仁六(八一五)年三月二〇日官符)などの禁制であり、海道一〇駅の廃止(『日本後紀』弘仁二年四月乙酉条)による陸奥国への公的ルートの東山道一本化であった。同時に諸国俘囚計帳の造進(同弘仁二年三月乙巳条)と俘囚の当土安置策がうちだされている(同年一〇月甲戌条)。これら一連の政策が、郡制拡大終了をうけて辺郡の北方を蝦夷の領域として固定するとともに、俘囚を域内にとどめ、改めて国家による蝦夷との交通の管理・独占体制を再編成したものとすることができる。蝦夷の領域は国家によって管理される国境としての境界領域として位置づけられたのである。

### (3) 西辺の交通と統制

養老職員令には杵岐・対馬・日向・薩摩・大隅国守の職掌として「鎮押・防守・蕃客帰化」が規定されていた。西辺の国境管理機能は大宰府が統括し、(a)隼人・南島とかかわる日向・薩摩・大隅と、(b)新羅と対峙する対馬・杵岐の二方

面に分掌されていた。

(a) 隼人・南島と日向・薩摩・大隅・多嶽 当初南九州全域は日向国の管下にあつたと考えられるが、大宝二(七〇二)年には隼人・多嶽の反乱をおしきって造籍作業に着手し、薩摩国が設置され、ほぼ同時に多嶽にも国制が施行され多嶽嶋が設置された。<sup>(18)</sup>和銅六(七二二)年には日向国肝坏・贈於・大隅・始羅四郡を割いて大隅国が設置された(『統日本紀』同年四月己未条)。

隼人は、延暦一九(八〇〇)年までは班田が欠如し(『類聚国史』同年一二月辛未条)、完全な公民化はそれ以降になるとはいえ、国郡制下で編戸され、田地も墾田として把握され田租を徴収されるなど律令制負担を負った百姓であつた。基本的には律令国家成立当初から隼人は国家領域内に百姓として取り込まれていた。夷狄として蝦夷と隼人を並列する理解は再検討が必要であり、隼人は夷狄とは位置づけられていない<sup>(19)</sup>としてもよい。蝦夷に対応する夷狄としての位置づけは南島人にもとめるべきであらう。<sup>(20)</sup>

多禰・南島の朝貢記事は、推古朝の掖玖の帰化を初見として、掖玖、多禰、阿麻弥の朝貢や、多禰への遣使がみえる。

持統九(六九五)年の遣使では「蛮」の居所を捜求している(『日本書紀』同年三月庚午条)。律令国家の華夷思想の成立

にともない、隼人の外部、多禰以南の南西諸島に南蛮をあてようとしたのである。「南島」の名称の初見も『統日本紀』文武二(六九八)年四月壬寅条であり、以後度感、信覚、救美などが南島として朝貢している。靈龜元(七一五)年の元日朝賀には南島人と蝦夷が同時に参列し、両者の同一次元性が示されている。

南島の朝貢は神龜四(七二七)年以降正史から消えるが、以後も大宰府を場として続けられた。『延喜民部式』でも南島の貢進物である赤木が大宰府の年料別貢雑物とされていた。南島―大宰府の物資流通ルートが形成され、最終的には大宰府により管理・独占される体制となつていた。

薩摩・大隅・多嶽の辺要としての位置づけは、南島との関係の管理・規制の機能を第一義的に捉えるべきではないだろうか。隼人への律令支配を貫徹するためにも、九州における国家領域の南限を隼人居住域の南に設定し多嶽嶋が置かれたといえるが、対馬や老岐と同様の「嶋」とされたのは、こうした国外との交通を管理する国境として位置づけられたからにはかなるまい。逆に佐渡や隠岐が同様に島嶼でありながら、「嶋」ではなく「国」だったのは、当初はそうした位置づけではなかったからであらう。

天長元(八二四)年、「人兵乏弱。在於国家良非扞城」で「南溟森々。無国無敵。有損無益」として、多嶽嶋は停廢され大

隅国に編入された〔類聚三代格〕同年九月三日太政官奏)。蝦夷などと比べ、南島が軍事的脅威とはならなかったことや、交流自体が小規模だったことなどによる。それにともなう薩摩・大隅も必要からはずれていった。

(b) 対馬・壹岐と新羅 新羅との国境として対馬・壹岐は位置づけられ、人・物の移動は大宰府が管理を統括する。遣唐使・遣新羅使など公使以外の私人としての出国、大陸への渡海は大宰府牒などの発行により管理統制下におかれた。国外からの人の移動も「賊」に対する軍事的対応はもろろん、<sup>(22)</sup> 帰化や漂着への対応も管理下におかれることとなっていた。

外国公使の入国は、対馬―壹岐―筑紫館―京が公的ルートとされ、大宰府が筑紫館を場として対応し管理下においた。宝亀四(七七三)年に渤海使に対し北陸来着ルートを禁止し、「筑紫道」での来航を命じている〔続日本紀〕同年六月壬辰(条)のも、蕃国との交通ルートをあくまで大宰府に一本化して管理・統制しようとした律令国家の対外秩序と国境の論理からだった。蝦夷の朝貢は陸奥・出羽が、南島は薩摩・大隅・多<sup>(23)</sup>が窓口とされ、諸蕃は対馬・壹岐・博多を窓口とする律令国家の対外交通秩序が示されているのである。しかし現実には渤海使は北陸に来航しつづけ、外国使の出入国管理機能は越前・加賀・能登などの諸国にも付与されていくこと

になるが、渤海との間には軍事的緊張がなかったことが、これら諸国が必要国とされなかった理由の一つであろう。

外国使に付随しておこなわれる交易も、関市令・衛禁律規定のように官貿易として管理統制された。現実には筑紫館(鴻臚館)を場として、八<sup>(24)</sup>九世紀前半は新羅人、後には唐商人と大宰府官人などとの交易が展開していた。博多・鴻臚館が交易ルートとしても国家的に独占・管理されるべき窓口として位置づけられつづけていった。

一方で、新羅人・唐商人らの活動とかわり、九世紀後半には境界領域としての肥前国値嘉の重要性が認識され、値嘉嶋を「嶋」として独立させ〔三代実録〕貞観一八(八七六)年三月九日条)新たな国境管理窓口として位置づけようとしているが、その脆弱性からかすぐに肥前国に再統合されてしま<sup>(25)</sup>う。

九世紀における交易の活発化は、国境管理と交通の国家的独占を相対化する動きを表面化させる。貞観八年、一二年とあいっいで発覚した大宰府官人・郡司層らの新羅通謀事件は、鴻臚館交易などを通じて形成された新羅人らとの関係が基盤となっており、国家・大宰府による交易の管理統制を突き崩そうとする動きとして捉えることができる。また対馬嶋人にとって、新羅との交通は日常的で国境をさほど意識しないものであったらしいことは、貞観一二年の事件発覚のきつ



かけが、対馬嶋人ト部乙屎麻呂が、鶺を捕獲するため新羅境に出かけて新羅側に拘禁されたさい、対馬襲撃のための大船建造や習兵を見聞したことだった点に示されている。鶺は大宰府の年貢の一つであり、乙屎麻呂は捕獲した鶺を本土で売るために新羅に渡っており、新羅語も解したらしい。<sup>(25)</sup>

こうした国境を越えた関係は、国境を媒介に他国と日本国の交通を管理統制することで国家の枠組みを成立させていた律令国家にとって衝撃的であり、京にいる貴族官人層の対外意識の転換にもつながっていった。<sup>(26)</sup> 律令国家の小帝国構造と華夷秩序が変質し、現実に国家的な規制が及ばなくなっていくなかで、国家外、新羅に対する敵対意識と、穢の宗教的意識が重層化し、穢れた異域と、神仏に守衛される日本国を対置しながら新たな国家領域意識が形成されていくのである。

### 三 日本国の成立と天下・国境観念

律令国家の国境とそこを越える交通の管理統制体制を明らかにしてきたが、最後に国境で区切られる国家領域に対する観念とその成立を、倭王権から段階的に展望してみたい。

『宋書』にみえる倭王武の上表文は、倭国を中国の辺縁にあつて、中国のために夷狄を防禦する外蕃であるという位置づけを示している。一方で稲荷山古墳鉄剣銘に「獲加多支鹵

大王寺在斯鬼宮時佐治天下」、江田船山古墳太刀銘に「治天下獲□□□鹵大王世」とあつて、五世紀後半には「天下を治す」観念をもっており、倭王の統治すべき範囲として天下が意識されていた。倭王は中国的天下のなかで冊封されており、ここに天下の二重構造が現出する。<sup>(27)</sup> この二重構造を解消するため、武以後、倭は冊封体制から離脱することになる。

倭王は列島各地の首長層と仕奉の関係を結び、一方で朝鮮半島諸国との交通を展開するが、それが決して倭王権による一元化されたものでなかったことは、六世紀初頭において筑紫の首長磐井が新羅と独自の交通をおこない「磐井の乱」となつていったことに示されている。六世紀における国造・部民制支配の確立<sup>(29)</sup>は、倭王権による朝鮮半島との交通の一元的把握をめざす動きと連関し、崇峻紀にみえる国造領域の確定は、倭王権の支配領域確定の作業だったともいえる。

倭的天下は、倭王権支配領域内において、首長層の地域政治社会であるクニを「国」に擬制し国の主として国造を置いたことによつて、国造の国も、蝦夷の国も、百済国も新羅国も同じ「国」として観念される内的構造をもつことになり、朝鮮半島までを包摂する広く範囲の漠然としたものとして意識された。

律令国家は諸蕃と夷狄を従える小帝国構造をもつて成立し<sup>(30)</sup>たが、それは倭的天下観の展開と日本国号・天皇の成立とも

不可分であった。

律令国家の成立とともに採用された国号「日本」は、日の昇るところで中国の東方に位置することに由来し、中国的天下の周縁に自国を位置づけているという通説的理解ではなく、日の下「日神の土台」を意味し、自国を天下の中心とする日本の中華思想にもとづいた意識の表現であるとすべきである。<sup>(31)</sup>しかも京が設置される畿内の中心国を大倭国と表現することにより、日本は倭国を包摂するより上位の領域概念であることが示される。<sup>(32)</sup>その意味でも、律令国家すなわち日本国の成立は、倭王権からの飛躍的転換の上にあるといえる。

公式令詔書式条は、日本国Ⅱ「大八洲国」内部に向かつて「明神御大八洲天皇」「天皇」を使用するのに対し、新羅など蕃国使に対しては、大事の場合「明神御宇日本天皇」、次事の場合「明神御宇天皇」とし、「治天下」とおなじく「アメノシタシロシメス」と訓読される「御宇」を使用することを規定する。理念として、律令国家の天皇は、朝鮮半島諸国や唐までを包摂して観念される天下の統治者を意識する。しかし新羅国などを統治することは不可能な現実の前で、天下の中心の日本として天皇が実際に統治する範囲——化内と認識する——の内的構造を、唐の州に相当する地方行政区画としての「国」に編成することにより、天皇を天下を構成する諸「国」の統治者として実体化しようとした。<sup>(33)</sup>一方で日本国外

部——化外は、朝貢する新羅国などの蕃国と夷狄集団の領域とすることで、天皇に従属すると観念される、立体的に構造化された天下を構想した。

化内においては、律令国家の統治対象とされたのが百姓で、百姓に対する律令的支配の名称が公民であるが、一方で良と賤を基本に天皇がそこから超越する身分構造が構築される。良は官人から百姓を包摂して、天皇のもとに擬制的な良人共同体を構成した。このなかでは官人だけでなく百姓までも天皇に対して仕奉意識を共有することになる。<sup>(34)</sup>こうした身分構造のなかで大多数を占めるのが百姓であるが、隼人が百姓であるように、エスニシティー的に多様な集団を包摂した。古代日本列島社会と律令国家が民族的多元構造をもって成立したことは、多くの指摘<sup>(35)</sup>の通りであるが、その多様性を、差別構造を残しつつも官人・百姓・公民を包摂する良人共同体として一体化していったところに律令国家の特質があった。石上英一氏は異民族的集団である蝦夷・隼人を政治的に擬制された擬似的民族集団と位置づけたが、本来多様なエスニシティーの存在を考えれば、むしろ「倭人」「日本人」こそ擬似民族集団化された<sup>(37)</sup>とすべきである。

国境の設定と交通の管理は、その内部に対し、多様なエスニシティーを包含しつつも、諸蕃や夷狄集団と対比され差別化されるという意味での一体化をもたらす。律令国家が理念

的に管理・統制した国境は、一体化された良人共同体と他集団との境界でもあり、その秩序を維持する機能を担わされていたといえる。

前述のように九世紀後半以降、小帝国構造の転換にとまらう穢の世界観が形成されていくが、それが穢や異民族への排除と蔑視観を醸成し、それらと異なっているという意味での擬似民族的自意識と幻想性が強まっていったと考えられる。その観点からの平安期の仏教イデオロギーや「国風文化」などの再検討が今後の課題の一つとなるのではないだろうか。

日本人としての自意識は近代国民国家とともに形成されたが、それにあたって古代以来の遺産が道具、素材として利用された。<sup>(38)</sup>大日本帝国の植民地支配と密接にかかわる戦前の混合民族論、あるいは戦後の単一民族論のような異なった日本民族とその起源に関する概念も、原始・古代社会を素材に構築され、近現代におけるそれぞれの日本人の民族意識に影響を与えている。<sup>(39)</sup>民族と国境を日本と東アジア世界のなかでさらに考えていくときに、新たな民族神話の創造にならないためにも、古代の国家と国境の形成だけを問題にするのではなく、中世から近世を視野に入れつつ、民族概念そのものをも捉え直していくことが必要であろう。

(1) 木畑洋一「世界史の構造と国民国家」(歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店、一九九四年)、Anthony Ciddens、

*The Nation State and Violence*(Cambridge, 1985), Ch. 2

(2) ブルース・パートン「古代日本の国境と大宰府」(地方史研究協議会編『異国と九州 歴史における国際交流と地域形成』雄山閣出版、一九九二年)、同「大宰府の国境機能」(新川登亀男編『古代王権と交流』8 西海と南島の生活・文化) 名著出版、一九九五年)。

(3) 榎本淳一「小右記」に見える「渡海制」について(山中裕編『撰関時代と古記録』吉川弘文館、一九九一年)。

(4) 瀧川政次郎「衛禁律後半の脱漏条文について」(『法制史論叢第一冊 律令格式の研究』角川書店、一九六七年は存否不明とし、小林宏「律条拾塵」(『國学院法學』一〇一四、一九七三年)は非存在説をとる)。

(5) 瀧川政次郎注(4)論文。

(6) 山内晋次「古代における渡海禁制の再検討」(『待兼山論叢史学篇』二二、一九八八年)。

(7) 森克己「日本貿易の研究」(国立書院、一九四八年)、同「転換期十世紀の外交交渉」(『続日宋貿易の研究』国書刊行会、一九七五年)。

(8) 山内晋次注(6)論文。

(9) 館野和己「律令制下の交通と人民支配」(『日本史研究』二一、一九八〇年)。

(10) 中村明蔵「隼人と律令国家」(名著出版、一九九三年)。

(11) 大日方克己「古代における国家と境界」(『歴史学研究』六一三、一九九〇年)。

(12) 熊谷公男「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」、熊田亮介「蝦夷と蝦狄」(両論文ともに高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年)。

(13) 移配地の分析は、高橋崇「律令国家東北史の研究」(吉川弘文館、一九九一年)など。

- (14) 熊田亮介「蝦夷と古代国家」『日本史研究』三五六、一九九二年。
- (15) 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と供給」(前掲『東北古代史の研究』)。
- (16) 関口明「渡嶋蝦夷と毛皮交易」(佐伯有清編『日本古代中世史論考』吉川弘文館、一九八七年)。
- (17) ブルース・バートン注(2)論文。
- (18) 中村明蔵注(10)著書。
- (19) 伊藤循「古代王権と異民族」『歴史学研究』六六五、一九九四年。
- (20) 伊藤循注(19)論文。
- (21) 鈴木靖民「南島人の来朝をめぐる基礎的考察」(田村圓澄先生古稀記念会編『東アジアと日本 歴史編』吉川弘文館、一九八七年)、山里純「南島赤木の貢進・交易」(前掲『古代王権と交流』8 西海と南島の生活文化)。
- (22) 稲川やよい「渡海制」と『唐物使』の検討(『史海』四四、一九九一年)。
- (23) ブルース・バートン注(2)論文。
- (24) 亀井明德「鴻臚館貿易」(新版古代の日本 九州・沖繩)角川書店、一九九一年。
- (25) 平野博之「在地勢力の胎動と大宰府支配の変容」(前掲『新版古代の日本』3 九州・沖繩)。
- (26) 大日方克巳注(11)論文。
- (27) 吉村武彦「倭国と大和王権」(『岩波講座日本通史』2 古代1 岩波書店、一九九三年)。
- (28) 西嶋定生『日本歴史の国際環境』(東京大学出版会、一九八五年)。
- (29) 狩野久「部民制・国造制」(前掲『岩波講座日本通史』2 古代1)。
- (30) 石母田正『日本古代国家論』第一部(岩波書店、一九七三年)。
- (31) 石崎高臣「国号『日本』の成立と意義」(『國学院大學大学院紀要—文学研究科』二六、一九九五年)。
- (32) 石上英一「律令国家と天皇」(『講座前近代の天皇』1 天皇権力の構造と展開 その1 青木書店、一九九二年)。
- (33) その意味で石上注(32)論文が指摘するように矮小化された天下観である。
- (34) 吉村武彦「仕奉と貢納」(『日本の社会史』4 負担と贈与)岩波書店、一九八六年)。
- (35) 石上英一「古代東アジア地域と日本」(『日本の社会史』1 列島内外の交通と国家)岩波書店、一九八七年)。
- (36) 石上英一注(35)論文。
- (37) 伊藤循注(19)論文。
- (38) 鬼頭清明「国民国家を遡る」(前掲『国民国家を問う』)。
- (39) 小熊英二「単一民族神話の起源——日本人」の自画像の系譜」(新曜社、一九九五年)。

(おびなた かつみ)

\*